

本日、議員の皆さまのご出席をいただき、令和7年香美市議会定例会5月臨時会議が開かれますことに、厚く御礼申し上げます。

本日の臨時会議では、教育長と教育委員の同意議案を提出させて頂いており、順次説明いたします。

まず、教育長選任の同意議案についてです。

昨年5月の臨時会議にて、教育長選任の同意議案が否決されました。議会の同意が得られなかった理由は、私と教育委員の皆様との間で、人物についての合意ができていなかったからだ、私は理解しております。そこで、教育委員の皆様との合意を得るべく、教育長に相応しい人物像について、話し合いを始めました。

しかし11月25日に開催された9回目の話し合いでも合意に至らず、12月定例会議での議案提出を諦め、翌年1月19日には、私が個人で市民説明会を開催し、市民の皆さんに状況を説明させて頂きました。

そして3月定例会議にて、「教育長選任の同意議案については、6月定例会議までに提案する」ことをお約束し、本日を迎えております。

残念ながら、現状でも、教育委員の皆様との合意が得られているわけではありません。また3月定例会議における、私と教育長職務代理者とのやり取りは、「市長と教育委員の深い確執」として大きく報道されたところでもあります。

こういった状況は、香美市にとりましてイメージダウンであり、早期に解決するべきだと考えております。

そこで、新たな教育長には、市長と教育委員の皆様との円滑なコミュニケーションのための橋渡しを担って頂き、第2期香美市教育振興基本計画を、より高いレベルで実現できる人材として、佐々木裕（ゆたか）さんを提案させて頂きます。

佐々木さんは、私立土佐塾高校の校長を務められ、その後、学校法人設立者の福島清三氏の後を受けて、2代目の土佐塾学園・学園長としてご活躍されました。

私は、私立（わたくしりつ）の学校運営は、ある意味、公立学校の運営よりも難しい面があると思っております。子供を入学させる親御さんは、学校に対する期待が非常に高く、そのニーズも、ご家庭ごとに違っていることと思います。

こういった保護者の期待と多様なニーズに応えるためには、教員組織と事務組織の力を最大限発揮させる、マネジメント能力が不可欠です。佐々木さんの校長や学園長として、成果を上げてこられたご経験は、香美市教育委員会に、新たな風を吹き込んでくれることと思います。

また土佐塾中学・高等学校の運営に参画される前は、四国銀行で支店長や、国際部でご活躍され、その後、四銀キャピタルリサーチにて、取締役及び産業経済担当の調査部長としてお仕事をされておりました。

私が目指す、高等教育機関が集積した香美市の特徴を生かし、生涯学び続けられる「探究のまち」を作り出すこと、また第2期香美市教育振興計画を高いレベルで実現させていくには、佐々木さんのご経験は得難いものであると思います。

また教育委員の皆さんとの確執が続く中での教育長職は、非常にハードルが高いものと思いますが、人生経験豊富な方でありますので、高所大所から解決に導いてくださるものと思っております。

次に、教育委員選任の同意議案についてです。

私が市長になりまして、教育委員の選任につきましては、3人目となります。

これまでのお2人は、教育委員の皆様でご推薦頂いた方を、私が同意し、議会にお諮りして、任命しておりましたが、今回的人選は、私自身で決めさせて頂くこととし、現在の教育委員がご主張される、「香美市教育委員会が責任を持つのは、義務教育だけである」という考え方ではなく、教育についてもっと幅広く捉えることができる、元山田高校校長・正木章彦（あきひこ）さんを提案させていただきます。

正木さんは、今年3月まで、生涯学習振興課推進官として2年間お勤めになられ、生涯学習フォーラムなど、多くの成果を上げて頂きましたので、香美市教育委員会に新たな視点を盛り込み、さらに活性化させてくれる人材だと思っております。

それでは改めて、本会議に提案します議案についてご説明いたします。

報告第7号は、専決処分事項の報告について
香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

報告第8号は、専決処分事項の報告について

香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

報告第 9 号は、専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解についてです。

承認第 1 号は、専決処分事項の承認を求めることについて
令和6年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてです。

議案第 48 号は、令和7年度香美市一般会計補正予算（第1号）についてです。

同意第 21 号は、教育委員会教育長の任命についてです。

同意第 22 号は、教育委員会委員の任命についてです。

以上、報告3件、承認1件、議案1件、同意2件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照頂き、何卒ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。